

令和 7 年度

事業計画書

公益財団法人宮城県市町村振興協会

令和 7 年度事業計画書

I 基本方針

本協会は、市町村振興宝くじの収益金及びその運用益を活用して、政令指定都市である仙台市を除いた県内 34 市町村の振興と健全な発展を図るため、定款の目的に沿い、市町村の財政支援のための貸付事業等市町村を支援する事業を積極的かつ効果的に実施し、もって県民福祉の増進に資する。

II 定款に定める事業

1 資金貸付事業〔定款第 4 条第 1 項第 1 号〕

市町村に対して公共施設事業等の資金として貸付をする。

(1) 長期貸付

① 貸付予定枠 18 億円

② 貸付対象事業

1) 災害時における市町村等の緊急融資事業及び災害防止対策事業等

2) 市町村等における緊急に整備を要する施設等整備事業

ただし、地方債の届出又は協議の同意若しくは許可を受けている事業

③ 貸付利率

償還年限に応じ、財務省財政融資資金の同一償還期限の貸付利率から 0.3% を減じた率とし、上限は年 3.0%、下限は年 0.3% とする。ただし、財政融資資金の貸付利率が当協会の定める貸付金利の下限を下回った場合には、財政融資資金の貸付金利とするが、その下限は、貸付期間 10 年以内は 0.1% とし、10 年を超え 12 年以内は 0.11%、12 年を超え 15 年以内は 0.14%、15 年を超え 20 年以内は 0.18% とする。

④ 償還方法

半年賦、元金均等償還

(2) 短期貸付

① 貸付予定枠 5 億円

② 貸付対象事業

1) 災害時における市町村等の緊急融資事業及び災害防止対策事業等

2) 市町村等における緊急に整備を要する施設等整備事業

③ 貸付利率

財務省財政融資資金の同一償還期限の貸付利率から 0.3% を減じた率とする。ただし、財政融資資金の貸付利率が 0.1% を下回った場合は、財政融資資金の利率とする。

④ 償還方法

貸付年度内、一括償還

2 市町村振興宝くじ交付金の交付事業〔定款第4条第1項第2号〕

（1）新市町村振興宝くじ市町村交付金

宮城県から交付される新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ等）の収益金を財源として、市町村が行う公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業に対して交付する。

交付額は、均等に配分する均等割20%と、各市町村の人口数に応じて配分する人口割80%の合計額を交付する。

（2）市町村振興宝くじ（サマージャンボ等）市町村交付金

市町村が行う振興事業等を支援するため、当分の間、宮城県から交付される市町村振興宝くじ（サマージャンボ等）の収益金及び市町村への貸付金の償還元金を積み立てている基金積立資産を財源として、市町村が行う公共事業その他公益を目的とする事業で地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業に対して交付する。

交付額は、均等に配付する均等割50%と、各市町村の人口数に応じて配分する人口割50%の合計額を交付する。

3 市町村振興助成事業〔定款第4条第1項第3号〕

市町村等が市町村振興や地域の活性化のために実施する事業などに対して支援する。

（1）研修助成事業

市町村等が実施する研修事業を支援する。

① 市町村職員研修受講助成

市町村職員等の資質向上と能力開発などを図るため、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所、宮城県市町村職員研修所、東北自治研修所及び宮城県公務研修所が実施する市町村職員等を対象とした研修に職員を派遣する市町村等に対して助成する。

② 市町村監査関係団体研修等助成

監査体制の充実及び監査能力の向上を図るため、宮城県都市監査委員会及び宮城県町村監査委員協議会が実施する研修又は調査研究事業等に要した経費の一部を助成する。

（2）緊急災害等支援事業

災害等の発生時において広域的な災害救助活動等を支援するとともに災害救助法が適用された大規模災害に対し、被災市町村の災害対策事業を支援する。

① 広域航空消防応援交付金の交付

災害等の発生時において、市町村の区域を越えた広域的な災害救助活動等を支援するため、宮城県内航空消防応援協定に基づき、航空消防応援を受けた市町村等に対して応援に要した経費の一部を助成する。

② 市町村災害支援金の交付

災害救助法が適用された大規模災害等に対し、被災市町村の災害対策事業を支援するため災害支援金を交付する。

(3) 地域振興支援事業

市町村行政に係る地域振興や活性化を図るため、市町村関係団体等に対して支援する。

① 市町村長会議での情報交換会

宮城県と市町村の相互の行政を適正かつ円滑に推進するため、市町村長会議にあわせて「県政や地域の課題」等をテーマに情報交換を行う。

② 地方4団体（市長会・町村会・市議会議員会・町村議会議員会）研修及び調査研究・政策提案事業助成支援

宮城県市長会・町村会等が実施する各種研修会及び調査研究・政策提案事業に対して助成・支援する。

③ 地方4団体等の運営に対する支援

市町村の振興と発展に寄与するため、地方4団体等に対して事務室を無償貸与するとともに、市町村及び関係団体等に対して会議室及び研修室等を無償で貸出を行う。

④ 総合防災訓練の市町村負担に対する支援

県民防災の日に宮城県と市町村が共同で行う総合防災訓練の地元負担金について、助成を行う。

4 情報提供事業〔定款第4条第1項第4号〕

市町村の行財政情報や各種資料等を提供するほか、資料の収集や整備を行う。

① 「市町村概要みやぎ」の作成・発行

県内の市町村の行財政に関する情報や各種資料等を取りまとめた「市町村概要みやぎ」を宮城県市町村課の編集により作成し、市町村及び関係機関に配付する。

② 「講演シリーズ」（地方行財政調査会発行）の配布

各種研修会、懇談会等での講演内容を掲載した「講演シリーズ」を市町村及び関係機関に配布する。

5 研修事業〔定款第4条第1項第5号〕

市町村職員の資質向上や人材育成に資するため、研修事業等を実施する。

① 広域行政圏市町村職員等研修会

広域行政圏単位で市町村職員等を対象に、当面する政策・行政課題や地域の課題、自治体運営等をテーマに研修会や講演会等を実施する。

② 宮城県市町村自治振興センター市町村負担金助成

市町村職員等の資質向上と能力開発などを図るための研修事業等を行っている、宮城県市町村自治振興センターの市町村負担分（運営費及び施設修繕等）の経費について助成する。

③ 市町村職員人事行政等研修会

市町村職員の職務に必要な人事行政の基本的知識の習得、実務遂行能力の向上を図るため、市町村等の実務担当者を対象に給与制度等の研修会を実施する。

・給与実務研修会

・行財政セミナー

6 その他〔定款第4条第1項第6号〕

その他、本協会の目的を達成するために必要な事業を実施する。

Ⅲ 市町村振興宝くじ販売促進

当協会の主要な財源である市町村振興宝くじ及び新市町村振興宝くじの販売促進を図るため、広報宣伝活動を実施する。

Ⅳ 資産の運用

資産は、「資産運用規程」に定める基本方針に基づき、安全かつ確実で有利な方法での効率的運用を図る。

Ⅴ 施設の管理運営

当協会が所有する宮城県自治会館 8、9 階の事務室及び会議室、研修室等の施設について、入居自治関係団体及び自治会館管理組合との連絡調整を図りながら、適切な管理運営を行う。

Ⅵ その他

1 関係団体との連携

県内 34 市町村、宮城県、宮城県市長会、宮城県町村会及び一般財団法人全国市町村振興協会など関係団体との連携を図り協会事業を推進する。

2 ホームページを活用した情報の発信

当協会の透明性を高めるため、財務状況や事業内容などについてホームページを活用して積極的に情報発信を行う。